

ご結婚披露宴規約

ホテル グランドアーク半蔵門（以下、「当ホテル」と称します。）では、ご結婚披露宴（以下、「披露宴」と称します。）のご契約及びご披露宴会場（以下、「宴会場」と称します。）のご利用について、下記のとおり規約を設けてお申しきみをお受けいたしております。

つきましては、宴会場のご利用、設営、お支払いなどについて、誠に勝手ながら下記の事項をあらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

（2020年4月1日改定）

1. 契約の成立

ご婚礼申込書にお客様（申込者）の署名及び当ホテル所定の申込金のお支払いをもって契約は成立します。

2. お申込金及び前受金

ご披露宴のご予約をいただいた場合は、お申込金として現金10万円を申し受けます。また、ご提示いたしましたお見積り概算額からお申込金を差し引いた金額（前受金）を、披露宴開催日の10日前迄に、銀行振込み又はクレジットカード等にてお支払いくださいますようお願い申し上げます。

なお、上記支払いがなされない場合は、ご披露宴を解約の上、ご解約に準ずる額のご負担をご請求させていただくことがあります。

3. 挙式・披露宴時間の設定と時間変更

宴会場のご使用は、設営から撤去を含め、事前に担当係員と打ち合せいただいた時間内で終了されますようお願いいたします。あらかじめ取り決めた披露宴時間をお客様の都合により超過した場合は、所定の超過料金を頂戴いたします。ただし、次の宴会場利用時間との関係で、ご利用時間の超過に応じられない場合もございます。

4. お支払い

ご披露宴に関する一切の費用（お申込金・前受金を除いた残余の金額）は、披露宴開催日から10日以内にお支払いいただきますようお願い申し上げます。

なお、前受金に余剰が出たときは、披露宴開催日から20日以内に清算の上、ご返金いたします。

5. 人数確定の変更

お料理などをご用意させていただく人数（以下、「有料人数」と称します。）の最終ご注文は、ご披露宴開催日前日の正午（12時）までに、担当係員あて必ずご連絡ください。上記期限を過ぎてご出席者が有料人数より減少した場合でも、既に発注その他手配が完了しているものに関しては、有料人数分の料金を頂戴いたします。また、既に発注その他手配が完了している別注品につきましては、その料金を頂戴いたします。

6. お客様の申出による解約及び変更

お客様が既に契約された挙式・披露宴を解約される場合は解約料を、変更された場合は変更料を頂戴いたします。その額は以下のとおりです。

解約料（日数は解約お申込みの日から起算いたします）	
ご披露宴の 120 日前から 90 日前まで	お申込金の 50%
ご披露宴の 89 日前から 70 日前まで	お申込金の全額
ご披露宴の 69 日前から 60 日前まで	お申込金の全額とご予約された宴会場 3 時間の会議室料と実費請求
ご披露宴の 59 日前から 10 日前まで	お申込金の全額とご披露宴見積額の 50% と実費請求
ご披露宴の 9 日前からその前日まで	お申込金の全額とご披露宴見積額の 80% と実費請求
ご披露宴当日のご解約	お申込金の全額とご披露宴見積額の全額と実費請求

* 変更料につきましては、ご披露宴の 40 日前からはお申込金の全額と実費をご請求させていただきます。(日数は変更お申込みの日から起算いたします)

7. 期日変更後の解約

期日変更後に解約をされた場合は、解約料または期日変更料のいずれか高い方の金額を申し受けます。

8. お客様による衣裳・引出物等の手配

衣裳・引出物等をお客様のご都合でご用意される場合につきましては、別途保管料をご負担いただきます。なお、納入・お引き取り等につきましては、事前に担当係員とお打ち合せいただきますようお願い申し上げます。

9. お客様による装飾・余興等の手配

披露宴に関する装飾、装花、音響・照明、余興等につきましては、当ホテル指定の業者をご利用ください。お客様のご都合で当ホテル指定業者以外の業者をご利用になる場合は、挙式・披露宴を円滑に行う為、あらかじめ当ホテル側と調整したうえでお手配くださいますようお願いいたします。

10. 損害賠償

お客様あるいはお客様が直接依頼された業者、関係者の方は、当ホテルの施設、什器備品等を破損、損傷させることのないよう十分にご注意ください。

万一、当ホテルの施設、什器備品等に破損・損傷が生じた場合は、お客様あるいはお客様が直接依頼された業者、関係者の方に、速やかに修理していただくか、損害賠償金をご負担いただきます。

11. 禁止事項及び解約

1、次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっております。

- (1) 身体障害者補助犬以外の犬、猫、小鳥、その他の愛玩動物、家畜類の持込み
- (2) 発火又は引火性の物品等危険物の持込み
- (3) 悪臭を発するものの持込み
- (4) 備付品の移動
- (5) ご予約時の使用目的以外のご利用
- (6) 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求など法令又は公序良俗に反する行為。
- (7) その他、法令で禁じられている行為

なお、お客様又はご披露宴等にご出席のお客様が本禁止事項に反し、又は反して他のお客様に危険や恐怖感、不安感、嫌悪感を与えるなどした場合は、その時点でご利用をお断りしますとともに、損害賠償等相応のご負担を頂きます。

2、天災その他、当ホテル側の責任に帰することのできない事由により宴会場の使用が出来ない場合は、ご披露宴を解約させていただきます。なお、本事由による解約に伴う損害賠償等、金銭のお支払いは致しかねますのでご了承ください。

12. ホテル内における事故・盗難等

当ホテル内においてお客様側の管理下で発生した事故・盗難につきましては、責任を負うことはできませんので十分ご注意ください。

13. 契約締結の拒否

お客様または挙式・披露宴にご出席のお客様が次の事由に該当する場合には、挙式・披露宴のご利用のお申込はお受けできません。ご予約後、あるいは打合せ中にその事実が判明した場合には、その時点でお断りします。

なお、お断りした時点で当ホテルに損害が有る場合には、相応のご負担を頂きます。

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号) 第2条に規定する暴力団又は暴力団員、若しくはこれら暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者又は団体等。
- (2) 反社会的団体又は反社会的団体の構成員若しくはこれら団体又は団体構成員と密接な関係を有する者又は団体等。

14. その他（お支払いのご負担者）

ご披露宴等の解約料や披露宴等代金のお支払いをいただけない場合には、ご両家の連帯負担として取り扱わせていただきますので、ご了承ください。

15. 規約の変更

1、この規約は、民法上の定型約款に該当し、この規約の各条項は、お客様の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。

2、この規約の変更は、変更後の規定の内容を、当ホテル所定のウェブサイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から適用されるものとします。なお、この規約を変更する場合、変更後の規約が適用されるお客様に、変更内容等を記載した書面を交付します。

個人情報の取扱いについて

この申込書にご記入いただいた個人情報、関連する打合せ等によりいただいた列席者等の個人情報は、以下の目的に使用いたします。

ご婚礼のご利用に関連して行う案内、確認等の為の連絡、商品の発送、代金の支払い・精算、その他のサービス等に利用いたします。また、当ホテルは披露宴等に関する業務の一部を他事業者に委託する場合がありますが、その際は、個人情報の守秘義務、管理、監督を含む契約を結ぶことにより、個人情報の安全管理措置を遵守して利用いたします。

なお、個人情報の取扱いの詳細につきましては、別紙「個人情報の取扱いに関するご案内」をご用意しておりますのでご参照ください。